

# 危機管理

## (1) 国土強靱化の推進

大阪府北部地震等の災害を踏まえ、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な地域」をつくりあげるため、「高槻市国土強靱化地域計画」に基づく施策を推進している。

## (2) 淀川の氾濫に備えた広域避難体制の検討

甚大かつ広域な被害が想定される淀川の氾濫に備え、避難の実効性確保に向けた方向性（広域避難体制）を検討するとともに、本市を始め、防災関係機関（ライフライン・交通事業者等）が実施する活動を時系列に整理した多機関連携型タイムラインの策定に向けて取り組んでいる。

## (3) 防災訓練の実施

高槻市地域防災計画に基づき、防災関係機関の技術向上と相互協力体制の強化を図るとともに、住民の防災意識の向上に資することを目的として、防災訓練を定期的に行っている。

### ① 市民避難訓練

地域の状況に応じた避難行動や長期化を見据えた避難所運営などについて、更なる習熟と防災意識の高揚を図る目的で市域を4地区に分け、南西、北東、南東、北西の順に例年11月下旬に高槻市コミュニティ市民会議との共催で訓練を実施している。

### ② 地域防災総合訓練

高槻市防災会議の主催で、災害対策基本法及び高槻市地域防災計画に基づき、各防災関係機関との相互協力体制を強化し、災害対応力の向上を図る目的で実施している。

### ③ 災害図上訓練

災害発生時における市職員の迅速かつ適切な災害対応力を身につけることを目的に実施している。

## (4) 防災意識の向上

平成30年の大阪府北部地震における教訓等を風化させないことや市民の防災意識の向上を図るための取組として防災講演会を開催しているほか、職員出前講座や広報誌への防災に関する記事の掲載、防災ハンドブックの配布等、様々な機会を捉えて、事前の備えや災害時における対応など、周知啓発に努めている。

## (5) コミュニティタイムラインの策定支援

淀川等の氾濫に対するコミュニティタイムラインをモデル地区で策定し、地域での避難体制強化につなげている。

## (6) 市民防災組織の育成・充実

地域防災力を向上するため、市民防災組織（地区防災会及び自主防災会）の育成と活動の活性化を図ると

ともに、防災資機材の貸与等による結成支援を行っている。また、市民防災組織の構成員等を対象とした防災指導員育成事業については、災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更や水害・土砂災害ハザードマップをテーマとしたフォロー講習を実施している。さらに、高槻自主防災組織連絡会が実施する訓練に協力するとともに、同連絡会の定例会や幹事会における意見交換などを通じて、組織間の連携の強化に取り組んでいる。

加えて、地域の特性に応じた防災活動のサポートやその活動を支える防災リーダーの育成、市民防災組織と関係団体との連携強化など、より一層災害に強い人づくり・まちづくりを目指して活動する「高槻市市民防災協議会」の運営を支援している。

## (7) 防災情報の伝達

### ① 防災行政無線

災害時の通信網の確保と的確な広報体制を図るため、昭和61年に導入したアナログ方式の防災行政無線設備の老朽化や、山間部や気象条件による聞き取りにくさなどの課題を解消することを目的に、平成28年に設備をデジタル方式に更新し、運用している。

#### ア 固定系無線設備

親局 送受信装置一式(無線室に設置)

子局 屋外拡声式受信装置 82か所(再送信子局3か所含む) 再送信子局単独 1か所  
戸別受信機 171か所

#### イ 移動系無線設備

基地局 送受信装置一式(無線室に設置)

中継局 1か所

移動局 車携帯型移動局 37台 半固定型移動局 27台  
携帯型移動局 153台

### ② その他の情報発信

大阪府防災情報システム及びおおさか防災ネットを活用し、防災情報メールなどによる配信を行うとともに、公式X(旧Twitter)や公式LINEなどのSNSの活用を始め、情報の取得が困難な方に対して電話やFAXで個別に通知するなど、多様な手段を用いて防災情報を発信している。

## (8) 防災体制の整備

### ① 広域避難地等

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民等の安全を確保できる概ね10ha以上の場所を「広域避難地」として12か所選定している。また、延焼火災に対し、有効な遮断ができる概ね2ha以上の空気を「準広域避難地」として4か所選定している。

### ② 避難所

災害時の種別に応じ、災害の危険から緊急的に逃れるための場所として「緊急避難場所」と被災者が一定期間滞在するための場所として「避難所兼緊急避難場所」を指定している。

### ③ 備蓄物資

「大阪府域救援物資対策協議会」の備蓄方針に基づく災害用備蓄物資を整備・更新するとともに、小中

学校等に防災用資機材の備蓄倉庫を設置している。

④ マンホールトイレ

大規模災害時において、避難所生活者の心身の健康を確保するため、「災害用トイレ対策基本方針」に基づき、マンホールトイレ下部構造物の整備工事に合わせ、便器等の上部構造物及び付属物を整備している。

⑤ 危機管理室分室

災害発生時における受援体制を更に強化するため、危機管理室分室を整備し、他自治体等から派遣される応援職員の待機スペース等を確保している。

⑥ 災害情報共有システム

災害発生時における職員参集状況や被害情報、避難所状況等の情報を一元的に集約・共有し、迅速かつ適切な応急対策や市民への情報伝達につなげるため、災害情報共有システムを運用している。

(9) 防災会議の開催

災害対策基本法に基づき、防災関係 2 1 機関により構成される防災会議を開催し、高槻市地域防災計画の作成及び実施を推進している。

(10) 災害見舞金等支給

本市の住民又は事業者が災害により一定の被害を受けたとき、若しくは本市の住民が災害により死亡したとき、被災者またはその遺族に対し見舞金等を支給している。

① 災害の種類

- ア 火事等 日本国内において火事、暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、爆発その他これらに類するものとして市長が認める原因により生ずる被害をいう。
- イ 交通事故 日本国内において、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路における同項第 8 号に規定する車両（同項第 1 1 号の 3 に規定する身体障害者用の車を含む。）又は一般交通の用に供する自動車、電車、気動車、航空機、船舶その他これらに類する乗物による交通上の人身事故（過失に基づく自損行為を含む。）をいう。
- ウ 水難事故 海、河川、池、用排水路等の屋外で生じた人の転落等による水の事故をいう。
- エ 犯罪行為 人の生命を害する罪にあたる行為をいう。

② 災害見舞金等支給基準及び支給状況

(令和 4 年度)

区分	被害の程度	金額	件数	計
災害見舞金	全焼・全壊・流失	1 世帯・事業者 50,000 円	3 件	150,000 円
	半焼・半壊	1 世帯・事業者 30,000 円	4 件	120,000 円
	床上浸水	1 世帯・事業者 30,000 円	6 件	180,000 円
	治療期間 1 か月以上の傷害	1 人 30,000 円	0 件	0 円
災害弔慰金	死 亡	1 人 100,000 円	4 件	400,000 円
合計			17 件	850,000 円

## (11) 国民保護体制の整備

武力攻撃等から住民の生命、身体及び財産を保護するため策定した「国民保護計画」、「国民保護措置実施マニュアル」に基づき、国民保護体制の整備・強化に努めている。

## (12) 防犯体制の充実

安全・安心なまちづくりを推進するため、通学路や駅周辺などの市街地を中心に設置している街頭防犯カメラ810台の適切な運用管理を行うとともに、子どもや女性等を狙った犯罪の抑止を目的に、自治会等が設置する防犯カメラへの補助を実施している。また、「高槻市・島本町安全なまちづくり推進協議会」において、警察・行政・事業者・住民・民間団体等が一体となった防犯活動を展開するとともに、高槻警察署や高槻警察署管内防犯協議会と連携し、地域の自主的な防犯活動の推進を図っている。加えて、防犯啓発と地域の治安向上を目指し、公用車を活用した青色防犯パトロールの実施や、空き巣防犯啓発板及びひったくり防止カバーを配布している。